**平成２８年（フ）第９５９号**
福岡市博多区板付４丁目４番36号
債務者　下田　和子
1　決定年月日時　平成28年７月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２８年（フ）第９８１号**
福岡県糸島市二丈深江513番地６
債務者　吉田加奈絵（旧姓三好・松本）
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２８年（フ）第１８号**
沖縄県宮古島市平良字東仲宗根添1166番地125
債務者　知念　明美
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
那覇地方裁判所平良支部

**平成２８年（フ）第５９号**
福島県郡山市富久山町久保田字下河原48番地佐久間コーポラス101号
債務者　佐藤　美樹
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

**平成２８年（フ）第２２１号**
千葉県松戸市稔台８丁目21番地の７　アベニール松戸みのり台704号
債務者　鯉沼みどり
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２８年（フ）第２６７号**
千葉県柏市柏279番地１　柏グリーンハイホーム414号
債務者　兼川　富生
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２８年（フ）第２８９号**
千葉県我孫子市柴崎台３－８－７　プラムガーデン我孫子301号、住民票上の住所千葉県市川市若宮３丁目９番14号
債務者　梅木まり子（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２８年（フ）第２９４号**
千葉県松戸市西馬橋５丁目40番地の５
債務者　玉嶋　美香
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２８年（フ）第３５８号**
千葉県松戸市小金原４丁目33番地の５　ヒルズさくら通り101号
債務者　指方　和子
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２８年（フ）第３６８号**
千葉県我孫子市寿２丁目１番３－101号　ウエステリアハウス寿
債務者　渡辺　和代
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２８年（フ）第３７４号**
千葉県松戸市栄町６丁目430番地の４　松戸荘308号
債務者　下沖　光浩
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２８年（フ）第１６２号**
群馬県伊勢崎市下植木町1148－６　パークタウンＡ101号室、住民票上の住所山梨県甲州市塩山下於曽1390番地４
債務者　田邉　順一
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２８年（フ）第１８１号**
山梨県南アルプス市上八田197番地３、前住所静岡県伊豆の国市奈古谷2203番地の727
債務者　林　美佐子
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２８年（フ）第５５号**
長野県茅野市金沢4518番地１　八ヶ岳寮
債務者　福井　　勉（旧姓北原）
1　決定年月日時　平成28年７月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月15日まで
長野地方裁判所諏訪支部

**平成２８年（フ）第４３７号**
神戸市垂水区星が丘１丁目４番56号タウンハウスアミィＡ号、従前の住所岐阜県可児市徳野南２丁目65番地ピュアライン可児寮401
債務者　イシモトコウキことセキモトコウキこと　石本　浩樹
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第４８４号**
神戸市須磨区須磨浦通４丁目４番６－308号、従前の住所神戸市兵庫区駅南通５丁目２番９－508号
債務者　藤原　　勝
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部